

枚方市届出避難所登録要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により市長が指定する指定避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、自治会等が自主的に開設し、運営する自治会館・集会所等を届出避難所として認定し、支援を行うことにより、災害時における避難行動の選択肢を増やすとともに、自治会等が届出避難所を運営することによる防災活動の活性化を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「届出避難所」とは、台風、豪雨等により災害の発生のおそれがある場合又は地震等の災害が発生した場合に、指定避難所とは別に、地域の安全を確保するため、自治会等が自主的に開設し、運営する避難所として、第4条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする施設)

第3条 対象とする施設は、自治会館・集会所又は使用を合意している民間施設等で、自治会等が避難所として使用する施設とする。

2 前項の施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 各種災害（風水害等及び地震・津波）に対して安全を確保できる立地であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に対応した施設であること。

(登録の届出等)

第4条 届出避難所を設置しようとする自治会等は、施設管理者との合意を経たうえで、原則として自治会等が属する校区自主防災組織会長の確認を経て、届出避難所登録届出書（別に定める様式第1号）により市長に届け出るものとする。

また、届出に際して、自治会等は運営に必要な事項を決定し、その内容を地区防災計画としてとりまとめ、提出するものとする。

2 市長は、前項の届出により届出避難所の登録をしたときは、届出避難所登録通知書（別に定める様式第2号）により、当該届出避難所に係る届出を行った自治会等に通知するものとする。

(開設及び運営並びに費用負担等)

第5条 届出避難所は、自治会等が自主的に開設・運営することとし、市は市職員の派遣を行わない。

2 届出避難所が過密になることを防ぐため、自治会等は、受入対象者の基準を事前に定め

ることができる。

ただし、災害リスクが高まり、住民等の身体・生命に危険が生じる恐れがあるときは、市は対象者以外の受入れを要請し、自治会等はこれに協力するものとする。

3 市は、自治会等に対し次に掲げる支援を実施することができる。

(1) 別表に定める物品の配備

(2) 災害時における個別情報の提供（避難情報等の事前通知）

4 届出避難所の開設及び運営に係る経費は、自治会等の負担とする。

5 自治会等は、必要な救援物資の種類及び数量について指定避難所を経由して市に要請し、指定避難所で当該物資を受領するものとする。

(市への連絡)

第6条 自治会等は、届出避難所を開設したときは、その開設時刻、避難者数等を市に連絡するものとする。

2 自治会等は、届出避難所を閉鎖したときは、その閉鎖時刻等を市に連絡するものとする。

(指定避難所との関係)

第7条 自治会等は、指定避難所の開設状況にかかわらず、届出避難所を開設し、運営することができる。

(届出避難所の公表)

第8条 届出避難所は、自治会等が自主的に開設し、運営する避難所であることから、市は公表にあたって、自治会等の意向を事前に確認するものとする。

(事故等の損害賠償等)

第9条 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等により損害が生じることがあっても、市はその責を負わない。

(登録内容の変更)

第10条 自治会等は、登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（別に定める様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第11条 自治会等は、届出避難所を廃止したときは、その旨を届出避難所廃止届出書（別に定める様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(研修と訓練)

第12条 自治会等は、災害時に届出避難所の開設が円滑にできるよう、平時から研修・訓練等を実施し、地域防災力の向上を図るよう努めなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年9月10日から施行する。

別表（5条関係）

配備品	数量
毛布	10 枚
アルファ化米（個食）	50 食
簡易トイレ	100 枚
簡易ベッド、パーティション	協議の上、必要数を貸与
簡易避難所開設キット	1 式

自治会等は、災害対応等で物品を消費したとき又は備蓄食料の保存期間を超過したときは、その補充を市に要請するものとする。